平成２１年（フ）第１３６６号
神戸市兵庫区小河通４丁目２番５－A101号
債務者　檜川　真紀（旧姓大田）
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３７７号
神戸市長田区五番町６丁目45番地
債務者　文　　光愛
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３８４号
神戸市垂水区福田２丁目１番27号芦田マンション300号、従前の住所神戸市垂水区小束山１丁目１番地１号棟302号
債務者　三輪　和也
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０１号
松江市鹿島町古浦606番地170
債務者　山本　祐一
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
松江地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第６９４号
青森県上北郡野辺地町字鳴沢５番地16
債務者　中澤　豊一
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５７号
熊本県荒尾市西原町１丁目６番17号　山代マンション２
債務者　藤枝由美子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第８０号
熊本県玉名市滑石2401番地１
債務者　中山　栄一
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第１８２６５号
東京都豊島区東池袋５丁目２－１－601
債務者　原田　映爾
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８４６１号
東京都小金井市梶野町２－16－６　梶野町第２荘、住民票上の住所東京都八王子市美山町1076　平川病院
債務者　中嶋　　進
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８４９２号
東京都多摩市和田494－10
債務者　野田　志保
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８５１５号
東京都清瀬市旭が丘５丁目１－６－203
債務者　金井　　靖
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８５３０号
東京都杉並区高円寺北３丁目９－３　椿荘11
債務者　根本　英明
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８５３１号
東京都中野区中央４丁目31－６－201
債務者　菊池　篤義
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８５３３号
東京都足立区北加平町５－19－105
債務者　西部　雅子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８５３９号
東京都足立区千住５丁目13－５－804
債務者　松下　俊一
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８５５４号
東京都小平市学園西町３丁目６－16－205
債務者　三浦　哲也
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午前11時
東京地方裁判所民事第20部